## 山梨市地域公共交通活性化協議会公印規程

令和3年7月1日 訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、山梨市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、 必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

- 第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 山梨市地域公共交通活性化協議会長之印

(公印のひな型及び寸法)

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の台帳)

第4条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を作成し、整理及び保存をしなければならない。

(公印の管理方法)

第5条 事務局長は、公印を厳正に取り扱い、使用しないときは、堅固な容器に納め、 施錠のうえ保管するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(公印の新調、廃止)

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

ひな型	寸法				
山梨市地域 公 共 交 通 活性化協議 会 長 之 印	方 21 ミリメートル				

## 別記様式(第4条関係)

## 公 印 台 帳

公印名							
新調	年	月	日	廃止	年	月	日
理由				理由			
印影				書体			
				寸法			